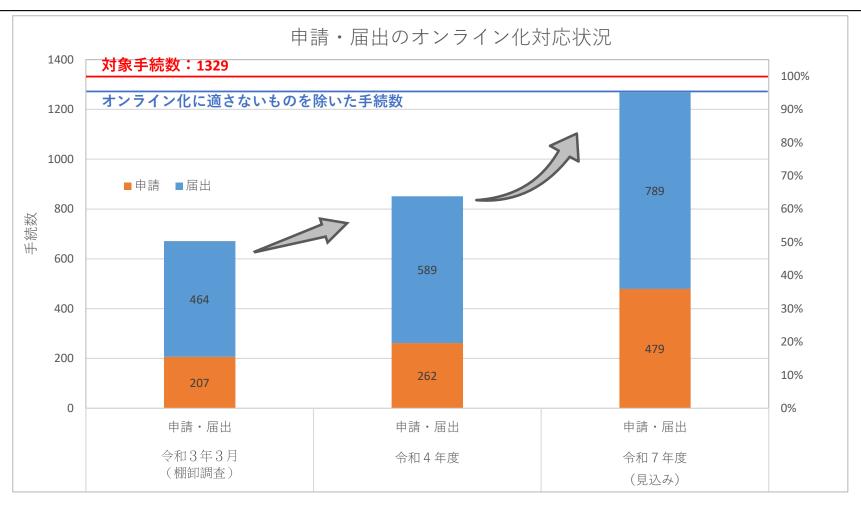
行政手続のデジタル完結に向けた横断的調査・点検の状況について

2023年(令和5年)5月17日

# 行政手続のデジタル完結に向けた対応方針の状況

### 【横断的調査※の結果】※年間手続件数1万件以上の申請等(1329手続)と対応する処分通知等を対象にオンライン化の現状と今後の方針を調査。

- ・申請・届出のオンライン化については、令和4年度時点で約6割の手続が対応。 今後、**令和7年度までに、実質全ての手続が対応**の方針。
- ・オンライン納付(オンライン手続の際のキャッシュレス納付)は、令和4年度時点で約4割の手続が対応。 今後、**令和7年度までに約8割の手続が対応**の方針。(時期未定等を含めると、全手続が今後対応の方針)

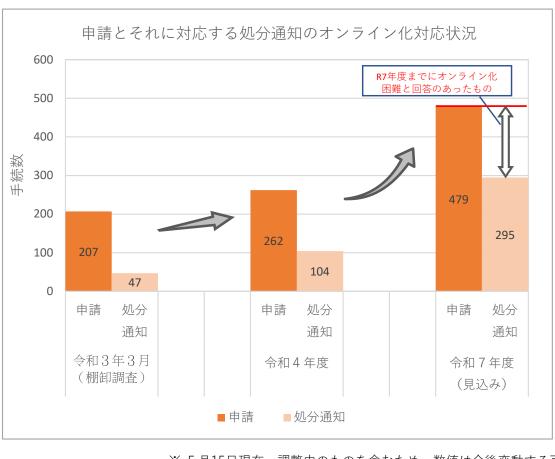


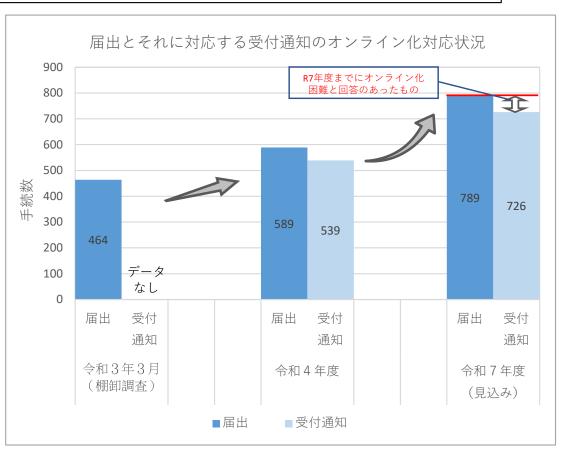
※ 5月15日現在。調整中のものを含むため、数値は今後変動する可能性がある。

# 行政手続のデジタル完結に向けた対応方針の状況

#### 【横断的調査の結果】

- ・申請に対する**処分通知のオンライン化**は、令和4年度時点で約2割の手続が対応。 今後、**令和7年度までに約6割の手続が対応**の方針。
- ・届出に対する**受付通知のオンライン化**は、令和 4 年度時点で約 7 割の手続が対応。 今後、**令和 7 年度までに約 9 割の手続が対応**の方針。





- ※ 5月15日現在。調整中のものを含むため、数値は今後変動する可能性がある。
- ※ 令和3年3月時点の処分通知等については、年間点続件数1万件以上の処分通知等のオンライン化済み手続数を記載している。 また、令和3年3月時点の調査においては、受付通知については把握をしていない。

# オンライン化が困難との回答があった手続について

○各府省の検討においてオンライン化が困難とされた手続には、多種多様なものがあるため、**今後、課題を整理・分析**し、デジタル技術の活用で対応が可能なものについては**支援策等を検討**するとともに、各府省における**再検討を要請**。

#### 1. 申請・届出に関してオンライン化が困難と回答があった手続の例

- (1) 対面での厳格な本人確認が法令等で求められるもの
  - ・遺言書の保管の申請等
- (2) 申請者の機器利用等が困難なもの
  - ・矯正施設の被収容者が主体となる各種手続 等

#### 2. 処分通知・受付通知に関してオンライン化が困難と回答があった手続の例

- (1)対面での厳格な本人確認が法令等で求められるもの
  - ・運転免許証の交付、パスポートの交付等
- (2) 申請者の機器利用等が困難なもの
  - ・矯正施設の被収容者が主体となる各種手続 等
- (3)提示・掲示用の物の交付を伴うもの
  - ・宅地建物取引士証の交付、(自動車)保管場所標章の交付 等
- (4)証明書類等を交付するもの (電磁的方法における真正性の確保を課題とするもの)
  - ・再生可能エネルギー発電事業計画認定書の交付、 建築確認・検査済証の交付、高卒認定試験合格証書の授与等
- (5) その他
  - ・各自治体・事業者の対応が必要、費用対効果が見合わない等

特に、処分通知等に関する手続について、

- ・各手続における課題の整理・分析を行い、技術的な対応可能性 や支援策等を検討。
- ・電磁的方法での真正性確保や、 システム整備の不要な簡易な方 法などについて、改めて周知の 上、各府省での再検討を要請。

# 今後の対応について(案)

### 【行政手続のデジタル完結に向けた取組】

- **令和7年度までのオンライン化実現に向けて**、具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を示した**工程表を年内を目途に調整**。
- 今回の調査・点検の結果、オンライン化が困難とされた手続については、今後、課題を整理・分析し、支援方策を検討するとともに、各府省にも方針の再検討を要請。

## 【地方自治体が事務を行う手続に関する対応】

- 今回の調査・点検の過程で、**自治事務であること等を理由に、手続のデジタル化や実態の把握が困難**とするものが一定数見られた(※)。技術的助言等によるデジタル化の推進が困難な状況があると考えられる場合には、**今後、必要な対応を検討**。
  - ※対象手続の抽出で参照した「行政手続等の棚卸調査」でも、自治事務である約5,500手続の4割が件数を把握できていない状況。
- 特に、経済界要望等での把握が困難な、国民等から地方自治体への手続については、 改めて現状等の把握とオンライン化に向けた対応・支援等のための方策を検討。

## 【その他の課題への対応】

- オンライン化済みの手続においても、独自様式などのローカルルールによって、効率的なデジタル化が妨げられている場合があることから、ローカルルールに関する規制改革推進会議等での取組の状況も踏まえつつ、今後対応方策について検討。
- 上記の各取組の検討状況も踏まえ、各府省の自律的な取組を推進するための仕組みの構築についても、今後検討。